

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令について（概要）

1．改正の趣旨

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号。以下「改正法」）の施行に伴い、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「施行令」）等の改正を行うとともに、経過措置を定める。

2．改正概要

2 - 1 施行令の改正

(1) 子どものための教育・保育給付の利用者負担上限額の無償化等

満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者及び満3歳未満保育認定子どもに係る市町村民税世帯非課税者である教育・保育給付認定保護者について、利用者負担上限額を零とする。また、特定保育所の保育料についても、同様の措置を講ずる。（第4条～第6条、第9条～第12条、附則第6条、第12条関係）

これに伴い、満3歳未満保育認定子どもに係る多子世帯の利用者負担上限額の減免方法、国庫負担対象額の算定方法等の整理を行う。（第13条、第14条、第23条、第24条、附則第7条、第13条関係）

そのほか、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める等の用語の整理を行う。

(2) 改正法の施行に伴う子育てのための施設等利用給付関係の規定の新設

法第7条第10項第4号八の政令で定める施設

子育てのための施設等利用給付の支給に係る認可外保育施設から除外する施設として、法第59条の2第1項の規定による助成を受けている施設のうち、利用者負担の無償化を事業主拠出金により実施する、児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするもの（企業主導型保育施設）を定める。（第1条関係）

法第30条の4第3号の政令で定める場合及び準ずる者

法第30条の4第3号の支給要件のうち市町村民税の要件を前々年度の課税状況により判定する場合として、特定子ども・子育て支援のあった月が4月から8月までの場合を定める。また、市町村民税を課されない者に準ずる者として、市町村の条例で定めるところにより市町村民税を免除された者、未婚のひとり親を寡婦等とみなした場合に市町村民税が課されないこととなる者並びに生活保護法上の被保護者及び児童福祉法上の里親である保護者を定める。（第15条の3関係）

法第30条の9第1項第3号の政令で定めるとき

施設等利用給付認定の取消事由として、施設等利用給付認定保護者が虚偽の報告、申請等を行ったとき、施設等利用給付認定保護者が施設等利用給付認定子どもについて保育認定子どもに係る施設型給付費等の支給を受けたとき及び施設等利用給付認定子どもが企業主導型保育施設を利用したときを定める。(第15条の5関係)

法第30条の11第2項の政令で定めるところにより算定した額

施設等利用給付の支給上限月額を次のとおり(現に特定子ども・子育て支援に要した費用の額が下回る場合は、当該現に要した額)とする。

- (ア) 法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもは、25,700円(国立認定こども園等にあつては、内閣府令で定める額)とする。(第15条の6第1項関係)
- (イ) 法第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども(認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に在籍する者に限る。)は、特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園、幼稚園又は特別支援学校について25,700円、預かり保育事業について11,300円(預かり保育の利用日数が内閣府令で定める日数を下回る場合にあっては、内閣府令で定めるところにより当該日数に応じて算定した額)、認可外保育施設等について11,300円から預かり保育事業に係る支給額を控除して得た額(預かり保育事業で提供される教育・保育の量が内閣府令で定める量を下回る場合に限る。)の合算額とする。(第15条の6第2項関係)
- (ウ) 法第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども(認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に在籍する者以外の者で、認可外保育施設等を利用するものに限る。)は、認可外保育施設等について37,000円とする。(第15条の6第3項関係)
- (エ) 法第30条の4第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもは、(イ)(11,300円)又は(ウ)の額に5千円を加えた額とする。(第15条の6第4項関係)

法第58条の10第1項第8号の政令で定める法律及び同項第10号の政令で定める使用人

特定子ども・子育て支援提供者が違反した場合に特定子ども・子育て支援施設等の確認の取消事由となる法律及び法人の役員以外に不正をした者がいる場合に確認の取消事由となる者について、特定教育・保育施設と同様に定める。(第22条の2関係)

法第58条の10第2項の確認を取り消された者から除く政令で定める者、確認を取り消された者に準ずる政令で定める者及び確認の取消しの日に準ずる政令で定める日

確認を取り消され改めて確認を申請することができない者から除く者、確認を取り消された者に準じて確認を申請することができないこととする者及び確認を申請することができない期間の起算点について、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業

者と同様に定める。(第22条の3関係)

法第67条第2項の政令で定めるところにより算定した額並びに都道府県及び国の負担

都道府県及び国の負担の対象額の算定方法及び月途中の利用開始その他内閣府令で定める事由があった場合の対象額の算定方法を定めるとともに、毎年度、都道府県は対象額の4分の1を、国は対象額の2分の1を負担する。(第24条の4関係)

子ども・子育て支援臨時交付金の算定及び交付に関する都道府県の事務

改正法の施行による地方公共団体の費用の増大及び地方消費税増収の不足に対処するため、令和元年度に限り総務大臣が交付する子ども・子育て支援臨時交付金について、地方負担相当額の総務大臣への報告と交付決定額の市町村への通知を都道府県の事務とする。(附則第16条関係)

その他

法律において準用する法・施行令の技術的読替えを定める。

2 - 2 改正法の施行に伴う他政令の改正

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)等について、所要の規定の整備を行う。(第2条から第7条関係)

2 - 3 令和元年度における子どものための教育・保育給付の利用者負担額の切替月に関する経過措置

令和元年度に限り、改正法附則第2条に規定する施行前の準備行為及び子どものための教育・保育給付の円滑な実施を確保するために特に必要があると市町村が認める場合には、子どものための教育・保育給付における世帯所得に応じた利用者負担額に係る市町村民税所得割合算額について、前年度分から当年度分への切替月を9月に代えて10月にすることができることとする。(第8条関係)

3 . 根拠条文

改正法附則第17条、改正法による改正後の子ども・子育て支援法第7条第10項第4号八、第27条第3項第2号等

4 . 施行期日等

公布日：令和元年5月31日

施行日：令和元年10月1日(一部公布日)